連結欠損金の繰戻しによる還付請求									※整	理番号				
建稲久損並の採戻してよ							へ			ループ整理器	-			
					(フリガナ)_									
					法	人	名							
					納	納 税 地 電話)	_	_	
平成 年 月 日					(フ	リガ	`ナ)							
					代表	き者」	氏 名							
					代表者住所			₹						
税務署長殿					事業	〔 種	目							業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記														
欠指連結事業年度					月 月 月 日		還 付連結事		得度		平成 平成 平成	年年	月 月	日日
区分								請求				* :	金額	
欠損連結	連	結	欠 損	金	額	1								
事業年度 の連結欠 損金額	同上のう	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠												
還付所得	連	結	所 得	金 金	額	3								
連結事業年度の連	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額					4								
結所得金 額	差引連結所得金額(3-4)					5								
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額					6								
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税					7								
	控除税				額	8								
	使途秘匿金額に対する税					9								
	課税土地譲渡利益金額に対する					10								
	リース特別控除取戻税					11								
	法人税額(6+7+8-9-10-11 既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税					12								
	差引法人税額(12-13					14								
						15								
請求期限 平成 年 月					月	10	連結確	定申告書	等提出	毛月日	平成	年	 月	日
1 銀行等の預金口座に振込みを希望す					希望する場			ゆうち	っよ銀行	の貯金口				
金庫・組合 金庫・組合 一直 2						・支店 張 所	3	貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等						
						・支所								
(1) =	(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。													
イ 其	那限後提出	出の場合	合には、連結	確定申告書	をその提	出期限	までに提	出するこ	ことが	できなか	った事	情の詳細	細	
			の31第3項 _{全額が} <i>その</i>											
(2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。														
イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日														
ロー ヨが請求者提出年月日														
							•					_		

税理士署名押印 \bigcirc ※税務署 決算 業種 番号 整理 確認 部門 備考 通信日付印 年 月 日

簿

規 格 Α 4

印

処理欄

期

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法(以下「法」といいます。)第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - (注) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68 条の98①)
 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上であ る法人、(ii) 法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれら の法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。) 又は資本若しくは出資を有しないも の(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併による解散を除く。)
 - ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったもの と税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額1」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結 所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額2」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金 額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
 - (注)欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の 連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額 又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場 合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記 載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の 繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載して ください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人 税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載し てください。
 - ハ 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合

計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

- 二 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額 10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「リース特別控除取戻税額 11」欄には、租税特別措置法第 68 条の 11 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に 連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還 付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額 15」欄には、($14 \times 2 / 5$)の算式によって計算した金額(1 円未満の端数が生じた場合は切り 捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。